旅費喪失請求書	
	支出官等の官職及び氏名
	請求者の所属部局課又は所属団体、官職又は役職、職務の級及び氏名
	請求額
	喪失以後の旅行に必要な旅費額、喪失を免れた旅費額及び差引額
	喪失以後の旅行に必要な旅費について、旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額
	喪失事由
	請求年月日

備考

一　旅行日ごとに記載又は記録する事項は、請求の内容が同一である、又は複数の旅行日にわたる旅費である場合には、複数の旅行日をまとめて記載することができる。

二　概算払に係る旅費を精算する場合であつて、当該精算額が概算払に係る旅費額と同一であるときは、出張旅費精算請求書及び赴任旅費精算請求書のうち、出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額の記載又は記録を省略することができる。

三　請求書は、備考欄を設け、旅費の計算上参考となる事項を記載又は記録することができる。

別表第八　旅費の請求に係る記載事項又は記録事項（種目）（第二十四条関係）

区分	記載事項又は記録事項
一　鉄道賃	令第五条第一項第一号に掲げる運賃、同項第二号から第五号までに掲げる料金及び同項第六号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
二　船賃	令第六条第一項第一号に掲げる運賃、同項第二号から第四号までに掲げる料金及び同項第五号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
三　航空賃	令第七条第一項第一号に掲げる運賃、同項第二号に掲げる座席指定料金及び同項第三号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
四　その他の交通費	金額
五　宿泊費	夜数及び金額
六　包括宿泊費	夜数及び金額

［新設］